

# 第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

## 第1章 不当労働行為の審査

### 第1節 不当労働行為審査の概況

#### 1 初審事件の状況

##### (1) 概況

平成30年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、29年に対し2件減少し、298件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は9件であり、29年に対し2件の減少となった（第13表参照）。新規申立件数298件のうち、合同労組事件の新規申立件数は222件で、新規申立件数に占める割合は74.5%となっており、29年より増加している（第14-1表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は89件（地方公務員等公務関係事件は4件）と29年に対し22件減少となっており、取下・和解件数は207件（地方公務員等公務関係事件は7件）と29年に対し22件の増加となり、その結果、次年への繰越件数は538件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

区分		係属状況			終結状況				次年繰越
年	区分	前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総 計	28	558	303	861	219 ①	108 ②	2	329 ③	532
	29	532	300	832	185 ①	111 ⑤	-	296 ⑥	536
	30	536	298	834	207 ①	89	-	296 ①	538
業 業 う う 関 か ち く 民 み 事 じ 間 か 企 き 事 じ 件 け 企 き	28	399	290	689	214 ①	101 ②	-	315 ③	374
	29	374	289	663	183 ①	105 ⑤	-	288 ⑥	375
	30	375	289	664	200 ①	85	-	285 ①	379

（注）○内数字は分離事件で外数である。

##### (2) 新規申立ての状況

###### イ 新規申立件数

平成30年における新規申立件数は298件であり、29年の300件に対し2件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は289件で、29年の289件に対し増減なしとなっている（第1表参照）。一方、地方公務員等公務関係事件は9件で、29年の11件に対し2件の減少となっている（第13表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が97件（29年105件）で最も多く、次いで大

阪 72 件、神奈川 25 件、北海道 22 件、兵庫 12 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が 92 件（29 年 103 件）で最も多く、次いで大阪 70 件、神奈川 25 件、北海道 21 件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、東京が 5 件、大阪が 2 件、北海道、奈良が 1 件となっている（巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照）。

#### □ 申立人別新規申立件数

新規申立件数 298 件を申立人別にみると、組合申立てが 277 件（新規申立件数の 93%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが 10 件（同 3%）、個人申立てが 10 件（同 3%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが 272 件（民間企業関係事件新規申立件数の 94%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て 11 件（同 4%）、個人申立て 6 件（同 2%）の順となっている（巻末統計表第 3-1 表及び第 3-2 表参照）。

#### ハ 労組法第 7 条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 289 件を労組法第 7 条該当号別に重複集計してみると、2 号関係事件 220 件（民間企業関係事件新規申立件数の 76%）、3 号関係事件 175 件（同 61%）、1 号関係事件 126 件（同 44%）、4 号関係事件 13 件（同 4%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2 号事件が 91 件（同 31%）で最も多く、次いで 1・2・3 号事件 59 件（同 20%）、2・3 号事件 48 件（同 17%）、1・3 号事件 35 件（同 12%）などの順になっている（巻末統計表第 4-2 表参照）。

### ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 289 件を企業規模別にみると、49 人以下が 99 件（民間企業関係事件新規申立件数の 34%）で最も多く、次いで 100 人以上 499 人以下が 65 件（同 22%）、1,000 人以上が 60 件（同 21%）、50 人以上 99 人以下が 29 件（同 10%）、500 人以上 999 人以下が 16 件（同 6%）の順となっている（巻末統計表第 5-2 表参照）。

#### ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数 297 件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が 55 件（新規申立件数の 18%）で最も多く、次いで医療、福祉が 47 件（同 16%）、製造業が 41 件（同 14%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、社会保険・社会福祉・介護事業が 31 件（同 10%）、道路貨物運送業が 28 件（同 9%）、医療業 16 件（同 5%）、窯業・土石製品製造業が 13 件（同 4%）などの順となっている（巻末統計表第 6-1 表参照）。

### (3) 終結の状況

#### イ 終結件数

平成 30 年における終結件数は 296 件であり、29 年の 296 件に対し増減なしとなって

いる。その内訳をみると、民間企業関係事件は 285 件で、29 年の 288 件に対し 3 件減少し、地方公務員等公務関係事件は 11 件で、29 年の 8 件に対し 3 件の増加となっている（前掲第 1 表及び第 13 表参照）。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが 89 件（終結件数の 30%）、取下・和解によるものが 207 件（同 70%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが 85 件（民間企業関係事件終結件数の 30%）で、29 年に対し 20 件減少し、取下・和解によるものが 200 件（同 70%）で、17 件増加している（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が 89 件で最も多く、次いで大阪 67 件、神奈川 33 件、北海道 23 件、兵庫 10 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 87 件、大阪 65 件、神奈川 31 件、北海道 23 件、兵庫 10 件などの順となっている（巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照）。

以上の結果、30 年の未処理件数（31 年への繰越件数）は 538 件で、前年からの繰越件数 536 件に対し、2 件の増加となっている。なお、30 年における終結率  $\left[ \frac{296}{834} \times 100 \right]$  は 35% であり、29 年の 36% に対して 1 ポイント減となっている。

これを民間企業関係事件でみると繰越件数は 379 件で、前年からの繰越件数 375 件に対し 4 件増加しており、その終結率は 43% と 29 年の 43% に対して増減なしとなっている（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

## □ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数 89 件の内訳をみると、一部救済命令が 39 件（前年 39 件）で最も多く、次いで全部救済命令 29 件（同 37 件）、棄却命令 19 件（同 33 件）、却下決定 2 件（同 2 件）の順となっている（巻末統計表第 2-1 表参照）。

## ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は 161 件であり、29 年の 159 件に対し 2 件増加している。その内訳は関与和解によるものが 134 件（29 年 124 件）、無関与和解によるものが 27 件（同 35 件）となっている（巻末統計表第 2-1 表参照）。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第 1 回調査に入るまでの段階が 15 件（和解による終結件数の 9%）、第 1 回調査から第 1 回審問前までの段階が 123 件（同 77%）、第 1 回審問から結審前までの段階が 18 件（同 11%）、結審以降が 5 件（同 3%）となっている（第 2-1 表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立てから第 1 回審問前の 138 件では関与和解が 113 件（審問前終結 138 件の 82%）、無関与和解が 25 件（同 18%）であり、第 1 回審問以降の 23 件では、関与和解が 21 件（審問以降終結 23 件の 91%）、無関与和解が 2 件（同 9%）となっている（第 2-1 表参照）。

なお、労働組合法第 27 条の 14 第 2 項の規定に基づく和解認定の申立件数は 3 件であり、すべてが認定された。このうち、同条第 4 項の規定に基づく和解調書の作成は 0 件であり、同条第 6 項の規定に基づく執行文の付与も 0 件であった（第 2-2 表参照）。

また、民間企業関係事件の和解により終結した 155 件を労組法第 7 条該当号別にみ

ると、1号関係事件55件、2号関係事件126件、3号関係事件86件、4号関係事件2件となっている（1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない）（第2-3表参照）。

第2-1表 和解事件の段階別終結件数（初審）

（単位：件、%）

区分 年	審問前		第1回審問以降		計
	申立から第1回調査に入るまでの段階	第1回調査から第1回審問までの段階	第1回審問から結審前までの段階	結審以降	
26	11 (5)	169 (79)	26 (12)	9 (4)	215 (100)
27	5 (2)	161 (78)	28 (14)	12 (6)	206 (100)
28	9 (5)	142 (78)	23 (13)	8 (4)	182 (100)
29	8 (5)	119 (75)	21 (13)	11 (7)	159 (100)
30	15 (9)	123 (77)	18 (11)	5 (3)	161 (100)
うち関与和解	5 (33)	108 (88)	18 (100)	3 (60)	134 (83)
うち無関与和解	10 (67)	15 (12)	0 (0)	2 (40)	27 (17)

（注） 分離事件を除く。

第2-2表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

区分 年	和解件数	和解認定 申 立	和解認定			不認定
			うち和解調書作成	うち執行文付与		
28	182	8	8	6	0	0
29	159	4	4	0	0	0
30	161	3	3	0	0	0

（注） 分離事件を除く。

第2-3表 労組法第7条該当号別終結(和解)件数[民間企業関係]

(単位:件)

区分 年	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
28	79	142	94	6	177
29	63	126	83	2	158
30	55	126	86	2	155

(注) 1 1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数(和解件数合計)と一致しない。

2 分離事件を除く。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件55件の内訳は、関与和解が42件、無関与和解が13件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは4件、解雇取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計9件(解雇事件の和解18件の50%)などとなっている(第3表参照)。

第3表 労組法第7条第1号関係のうち解雇事件の和解内容(初審)

(単位:件)

区分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(55) 18	(42) 16	(13) 2
職場に復帰したものの	小 計	4	4	0
	解雇撤回・原職復帰	3	3	0
	再 採 用	1	1	0
職場を去つたものの	小 計	9	9	0
	解雇取消・依願退職	8	8	0
	解 雇 承 認	1	1	0
そ の 他 (含 不 明 )		5	3	2

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ( )内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件126件の内訳は、関与和解108件、無関与和解18件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの101件(2号関係事件の和解内容の総数129件の78%)、団交ルールを決めた9件(同7%)などとなっている(第4表参照)。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

(単位：件)

区分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(126) 129	(108) 109	(18) 20
今 後 の 団 交 を 約 し た	5	5	0
団 交 ル ー ル を 決 め た	9	9	0
申 立 後 团 交 し た	4	1	3
紛 争 事 項 の 解 決 に 伴 い 救 济 申 立 の 維 持 の 必 要 が な く な っ た	101	88	13
そ の 他 ( 含 不 明 )	10	6	4

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ( ) 内数字は、労組法第7条第2号関係事件の和解による終結件数である。

3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

3号関係事件86件の内訳は、関与和解67件、無関与和解19件となっている。和解内容を項目別にみると、不利益・支配介入を是正することで和解したもの17件（3号関係事件の和解内容の総数103件の17%）、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの48件（同47%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

(単位：件)

区分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(86) 103	(67) 84	(19) 19
不 利 益 ・ 支 配 介 入 を 是 正 す る こ と で 和 解	17	15	2
紛 争 事 項 を 今 後 協 議 (含 事 前 協 議 制 履 行)	10	8	2
団 交 ル ー ル を 設 定 又 は 团 交 を 約 束	10	9	1
解 決 金 支 払	48	46	2
そ の 他 ( 含 不 明 )	18	6	12

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ( ) 内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。

3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

#### (4) 審査の状況

##### イ 処理日数

平成 30 年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 660 日（29 年 612 日）、取下・和解では 313 日（同 295 日）、総平均では 418 日（同 414 日）となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解ともに増加している（巻末統計表第 7 表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では 670 日（29 年 606 日）、取下・和解では 298 日（同 297 日）、総平均では 409 日（同 410 日）となっている。

また、終結件数 296 件のうち 1,000 日以上を要した事件は 15 件である（巻末統計表第 8-1 表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 380 日（29 年 360 日）、第 1 回審問から結審前までの期間が 116 日（同 101 日）、結審から命令書交付までの期間が 205 日（同 185 日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 54% と最も多く、次いで、結審から命令書交付までの期間が 29%、第 1 回審問から結審前までの期間が 17% の順となっている（第 6 表参照）。

第 6 表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、%）

区分 年	申立てから第 1 回審問前 までの期間	第 1 回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
26	333 (51)	186 (29)	129 (20)	648 (100)
27	375 (55)	158 (23)	145 (21)	678 (100)
28	377 (54)	157 (22)	164 (24)	698 (100)
29	360 (56)	101 (15)	185 (29)	646 (100)
30	381 (55)	108 (16)	205 (30)	687 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

##### ロ 調査・審問回数及び証人数

平成 30 年中に終結した初審事件 296 件について、1 件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が 5.5 回（29 年 5.3 回）、審問回数が 2.2 回（同 1.1 回）、証人数は 1.3 人（同 1.4 人）となっている。終結事由別にみると、取下・和解事件では、調査回数は関与和解事件（5.0 回）が、審問回数は関与和解事件（0.3 回）が、証人数は関与和解事件（0.6 人）がそれぞれ最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数いずれも命令事件（それぞれ 7.4 回、7.0 回、3.2 人）が決定事件を上回っている（第 7 表参照）。

第7表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	29	296	26	35	124	109	2
	30	296	46	27	134	87	2
一件当たりの 平均調査回数 (回)	29	5.3	2.4	4.4	4.8	6.8	2.5
	30	5.5	5.0	3.2	5.0	7.4	6.5
一件当たりの 平均審問回数 (回)	29	1.1	0.1	0.4	0.5	2.4	0.0
	30	2.2	0.2	0.1	0.3	7.0	1.0
一件当たりの 平均証人数 (人)	29	1.4	0.1	0.5	0.7	2.9	0.0
	30	1.3	0.3	0.1	0.6	3.2	1.5

#### ハ 証人等出頭命令等の状況

平成30年中の初審の証人等出頭命令は、前年からの繰越1件が係属し（新規申立件数は1件）、そのうち2件が却下されている。

また、初審の物件提出命令は、前年からの繰越1件、新規申立件数5件の合計6件が係属し、3件が却下され、1件が取下・打切となり、2件が次年に繰り越されている（巻末統計表第9-3表参照）。

#### 二 審問を経ないで命令を発した事件

平成30年中に終結した初審事件296件のうち、労委規則第43条第4項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は8件であった。

#### ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

平成30年中に初審において、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は2件であった。

#### ヘ 審査の期間の目標及びその達成状況

都道府県労委の審査の期間の目標は、巻末統計表第9-1表を参照。このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

#### (5) 不服の状況

平成30年中に交付された初審の命令・決定書数は77件（29年102件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は51件（同55件）、行政訴訟が提起されたものは5件（同14件）となっている。ちなみに、その不服率は72.7%であり、29年の67.6%と比較して増加している（第8-2表及び8-3表参照）。

第8-1表 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位：本、%)

年・区分	命 令 決定書数 (A)	不 服 申 立 な し	不 服 数 (B)	不 服 率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
26	101	38	63	62.4
27	94	37	57	60.6
28	99	36	63	63.6
29	102	33	69	67.6
30	77	21	56	72.7
30年命令・ 決 定 内 訳	全部 救 済	24	7	70.8
	一部 救 済	34	5	85.3
	棄 却	17	8	52.9
	却 下	2	1	50.0

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

(単位：本、%)

区分 年	命 令 ・ 決 定 書 数 (A)	行 訴 提 起 件 数 (B)	再 審 査 申 立 件 数 (C)	行 訴 提 起 率 (B) / (A)	再 審 査 申 立 率 (C) / (A)
26年	101	15	52	14.9	51.5
27年	94	7	50	7.4	53.2
28年	99	9	54	9.1	54.5
29年	102	14	55	13.7	53.9
30年	77	5	51	6.5	66.2
小計	473	50	262	10.6	55.4

(注) (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

(B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

(C)は、(A)のうち再審査申立てがなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に申立てされたものを含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

(単位：本、%)

区分 年	命 令・ 決 定 書 数 (A)	不 服 合 計 (B)	再 審 査 申 立			行政訴訟提起			再(労) 行(使)	再(使) 行(労)	再(双) 行(労)	再(労) 行(労)	再(労) 行(双)	不 服 率 (B) / (A)
			労	使	双	労	使	双						
26	101	63	15	27	6	2	8	1	3	-	-	1	-	62.4
27	94	57	18	22	10	3	4	-	-	-	-	-	-	60.6
28	99	63	19	21	14	1	8	-	-	-	-	-	-	63.6
29	102	69	22	30	3	2	12	-	-	-	-	-	-	67.6
30	77	56	14	25	12	-	5	-	-	-	-	-	-	72.7

次に、不服状況を労使別にみると、77件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却(救済命令中の棄却部分を含む。)の命令書53件(29年68件)に対して、再審査申立てが24件(同24件)、行政訴訟提起は0件(同2件)であり、その不服率は45%(同38%)となっている。一方、使用者側では、救済(一部救済命令中の救済部分を含む。)の命令書58件(29年74件)に対して、再審査申立てが37件(同33件)、行政訴訟提起が5件(同12件)であり、その不服率は72%(同61%)となっている(第9表参照)。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：本、%)

区分 年	労働者提起(却下・棄却に対して)					使用者提起(救済に対して)				
	対象命令・ 決 定 書 数	再 審 査	行 訴	再 審 査 ・ 行 訴	不 服 率	対象命令・ 決 定 書 数	再 審 査	行 訴	不 服 率	
26	74	24	3	1	38	64	33	12	70	
27	72	25	3	-	39	60	32	4	60	
28	67	19	1	-	30	72	35	8	60	
29	68	24	2	-	38	74	33	12	61	
30	53	24	-	-	45	58	37	5	72	

## 2 再審査事件の状況

### (1) 新規申立て及び終結の状況

平成30年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越103件に新規申立て64件(29年62件)を加えた167件となっており、係属件数は前年に比べ6件の減少となった。

新規申立て64件の内訳は、製造業の13件(29年9件)が最も多く、次いで運輸業が12件(同20件)、教育、学習支援業が12件(同12件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、0件(同1件)となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが26件(29年26件)、使用者側申立てが38件(同35件)となっている。

一方、終結件数は78件(29年70件)で、この結果、未処理件数89件(同103件)が次年

に繰り越された。終結件数 78 件の内訳は、取下・和解によるものが 63 件(終結件数の 81%)、命令・決定によるものが 15 件(同 19%)となっている(第 10-1 表及び巻末統計表 第 2-3 表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数(再審)

(単位: 件)

区分 年	係属状況			終結状況			次年 繰越	
	前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計		
総 計	24	127 ( 3 )	75 ( 4 )	202 ( 7 )	56 ( 2 )	46 ( 2 )	102 ( 4 )	100 ( 3 )
	25	100 ( 3 )	94 ( 7 )	194 ( 10 )	40 ( 0 )	24 ( 3 )	64 ( 3 )	130 ( 7 )
	26	130 ( 7 )	60 ( 7 )	190 ( 14 )	24 ( 0 )	28 ( 4 )	52 ( 4 )	138 ( 10 )
	27	138 ( 10 )	60 ( 7 )	198 ( 17 )	36 ( 3 )	41 ( 8 )	77 ( 11 )	121 ( 6 )
	28	121 ( 6 )	76 ( 1 )	197 ( 7 )	46 ( 2 )	40 ( 4 )	86 ( 6 )	111 ( 1 )
	29	111 ( 1 )	62 ( 1 )	173 ( 2 )	38 ( 0 )	32 ( 1 )	70 ( 1 )	103 ( 1 )
	30	103 ( 1 )	64 ( 0 )	167 ( 1 )	63 ( 1 )	15 ( 0 )	78 ( 1 )	89 ( 0 )

(注) ( )内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、平成 30 年の再審査事件における和解認定の申立て件数は 50 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成は 1 件であり、執行文の付与は 0 件であった。(第 10-2 表参照)。

第10-2表 和解の認定件数(再審)

(単位: 件)

区分 年	和解件数	和解認定申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
				うち執行文付与		
28	40	37	37	0	0	0
29	30	25	25	0	0	0
30	52	50	50	1	0	0

## (2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、平成 28 年 11 月、審査の期間の目標を改定し、29 年から 31 年までの 3 年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中央労働委員会に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする(注)。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められる事件や平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

30年の達成状況については、30年1月以降の係属事件144件のうち、30年末までに終結した事件は77件(平均処理日数443日)、このうち1年3か月以内に終結した事件は43件(全体の55.8%)となっている(巻末統計表第9-5表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、22件が翌年に繰り越された(巻末統計表第9-6表参照)。

### (3) 再審査の状況

#### イ 処理日数

平成30年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では513日(29年756日)、取下・和解では431日(同325日)、総平均では447日(同522日)となっており、命令・決定は243日減少し、取下・和解で106日増加し、全体として75日の減少となった(巻末統計表第7表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が475日、第1回審問から結審前までの期間が27日、結審から命令書交付までの期間が199日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が68%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が28%、第1回審問から結審前までの期間が4%の順となっている(第11-1表参照)。

第11-1表 命令・決定事件(再審)段階別平均処理日数内訳

(単位:日、%)

年	区分	申立てから 第1回審問前ま での期間	第1回審問から 結審前までの期 間	結審から命令書 交付までの期間	計
26		370 (65)	10 (2)	191 (33)	570 (100)
27		504 (61)	9 (1)	308 (38)	821 (100)
28		683 (69)	7 (1)	305 (31)	996 (100)
29		453 (53)	126 (15)	274 (32)	853 (100)
30		475 (68)	27 (4)	199 (28)	701 (100)

(注) 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

## □ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11-2表のとおりであり、命令事件では、調査回数4.1回(29年4.3回)、審問回数は0.5回(同0.5回)、証人数は0.9人(同0.9人)と調査回数が減少した。また、関与和解事件においては、調査回数は6.7回(同5.6回)、審問回数は0回(同0.2回)、証人数は0人(同0.6人)と調査回数は増加し、審問回数及び証人数は減少した(第11-2表参照)。

第11-2表 審査状況(再審査終結事件)

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	29	70	8	2	28	32	0
	30	78	11	0	52	14	1
一件当たりの 平均調査回数 (回)	29	4.4	1.5	1.5	5.6	4.3	-
	30	5.7	3.4	-	6.7	4.1	-
一件当たりの 平均審問回数 (回)	29	0.3	0.0	0.0	0.2	0.5	-
	30	0.1	-	-	-	0.5	-
一件当たりの 平均証人数 (人)	29	0.6	-	-	0.6	0.9	-
	30	0.2	-	-	-	0.9	-

## ハ 証人等出頭命令等の状況

平成30年中の再審査における証人等出頭命令及び物件提出命令の申立については、いずれも前年からの繰越し1件が係属し、ともに取下・打切で終結した。(巻末統計表第9-3表参照)。

## 二 三者委員による事件の解決のための勧告

平成30年中に、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行ったものはなかった。

### (4) 不服の状況

平成30年中に交付された命令・決定書数は14件(29年27件)である。これらに対し、労働者側又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、6件(同12件)であった。

不服率は42.9%(同44.4%)となっている(第12表参照)。

第12表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

(単位：本、%)

年・区分	命令・ 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服申立 あ り(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
26	24	15	9	37.5
27	33	24	9	27.3
28	29	19	10	34.5
29	27	15	12	44.4
30	14	8	6	42.9
30年命令・ 決 定 内 訳	初 審 支 持	11	6	54.5
	一 部 変 更	2	1	50.0
	全 部 変 更	0	-	-
	却 下	1	1	0.0

- (注) 1 不服率の算出方法について、平成26年以前は、命令・決定書を交付した事件数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた事件数を分子として算出していたが、平成27年年報より、交付した命令・決定書の本数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を分子として算出することとしたため、本表の数値は平成26年以前の年報とは一致しない。
- 2 (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。
- 3 (B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

### 3 その他

#### (1) 地方公務員等公務関係事件の概況

##### イ 初審関係

平成30年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は9件（新規申立件数298件の3%）、終結件数は11件（終結件数296件の4%）となっている（第13表参照）。

新規申立件数9件を申立人別にみると、組合申立てが5件、個人申立てが4件となっている。労組法第7条該当号別では、3号関係事件が8件、1号関係事件が7件、2号関係事件が5件、4号関係事件が0件の順となっている（※）。

一方、終結件数は11件で、その内訳をみると、全部救済命令0件、一部救済命令4件、棄却3件、関与和解5件、無関与和解1件、却下1件、取下1件となっている。

（※）1件で2以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計9件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

(単位：件、%)

年 区 分	26	27	28	29	30
新規申立件数	(100) 371	(100) 347	(100) 303	(100) 300	(100) 298
うち地方公務員等公務 関係事件	(5) 17	(5) 16	(4) 13	(4) 11	(3) 9
終結件数	(100) 370	(100) 365	(100) 327	(100) 296	(100) 296
うち地方公務員等公務 関係事件	(5) 18	(5) 20	(4) 12	(3) 8	(4) 11

(注) 平成28年の移送事件(2件)は除いている。

#### □ 再審査関係

平成30年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は0件（新規申立件数64件の0%）、終結件数は1件（終結件数78件の1%）であった（第10-1表参照）。

なお、終結件数の1件は、関与和解によるものとなっている。

## (2) 合同労組事件の概況

### イ 初審関係

平成 30 年における合同労組事件の新規申立件数は、222 件（新規申立件数 298 件の 74.5%）となっている。このうち駆け込み訴え事件は 84 件あり、新規申立件数に占める割合は 28.2%、合同労組事件に占める割合は 37.8% となっている（第 14-1 表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京 69.1%、大阪 90.3% となっている（第 14-2 表参照）。

第14-1表 合同労組事件の申立状況(初審)

(単位：件、%)

年	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
					(a)に対する割合	(b)に対する割合
26	371	276	(74.4)	100	27.0	36.2
27	347	259	(74.6)	108	31.1	41.7
28	303	215	(71.0)	93	30.7	43.3
29	300	222	(74.0)	84	28.0	37.8
30	298	222	(74.5)	84	28.2	37.8

(注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあつた事件をいう。

第14-2表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況  
(単位：件、%)

区分 年		新規申立件数			合同労組事件				
		うち東京・大阪計		東京	大阪	うち東京・大阪計		東京	大阪
		東京	大阪			東京	大阪		
26	371	209	132	77	276 (74.4)	165 (78.9) (59.8)	102 (77.3)	63 (81.8)	
27	347	186	117	69	259 (74.6)	145 (78.0) (56.0)	89 (76.1)	56 (81.2)	
28	303	167	97	70	215 (71.0)	131 (78.4) (60.9)	75 (77.3)	56 (80.0)	
29	300	154	105	49	222 (74.0)	114 (74.0) (51.4)	80 (76.2)	34 (69.4)	
30	298	169	97	72	222 (74.5)	132 (78.1) (59.5)	67 (69.1)	65 (90.3)	

(注) 1 ( )内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。  
2 < >内は合同労組事件全数に対する割合。

#### □ 再審査関係

平成30年における合同労組事件の新規申立件数は、35件(新規申立件数64件の54.7%)となっている。また、このうち駆け込み訴え事件は7件あり、新規申立件数に占める割合は10.9%、合同労組事件に占める割合は20.0%となっている(第15表参照)。

第15表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位：件、%)

区分 年	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
				(a)に対する割合	(b)に対する割合	
26	60	31	(51.7)	8	13.3	25.8
27	60	31	(51.7)	6	10.0	19.4
28	76	51	(67.1)	10	13.2	19.6
29	62	37	(59.7)	10	16.1	27.0
30	64	35	(54.7)	7	10.9	20.0

(注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあつた事件をいう。

### (3) 終結事案の特徴的傾向累計(初審)

平成 30 年中に終結した初審事件 296 件のうち、初審の終結報告により終結事案の特徴的傾向をまとめたのは以下のとおりで、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は 16 件、② 事業再編に関連する事件は 0 件、③ 個人委託・請負に関連する事件は 0 件、④ 有期契約(労働者)に関連する事件は 19 件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は 7 件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は 3 件であった。

### (4) 非正規労働者関係事件の概況

#### イ 初審関係

平成 30 年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件には、以下のようなものがある。

① 学園が、非常勤講師の雇止め又は無期契約移行に関する学園の方針の撤回等を議題とする団体交渉申入れに対し、非常勤講師である組合員の氏名を明らかにするよう求めて、団体交渉に応じなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件 **（開智学園事件（2号）） [第2節1 №.1]**

② 組合員らは定年退職後、再雇用契約を締結していたが、会社が、組合員らを雇止めしたこと、雇止め、春闘等に関する団体交渉において誠実に対応しなかつたこと、上部団体の出席を理由に社長を団体交渉に出席させなかつたこと、個々の組合員に労働条件を提示すると回答したこと、会議室貸与拒否及び上部団体役員立入禁止をしたこと、会社の親会社が、団体交渉を拒否したこと、会議室貸与拒否及び上部団体役員立入禁止をしたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件 **（島崎エンジニアリング事件（1・2・3号）） [№.4]**

③ 院長が、職業紹介を事業とする会社の紹介により就労する組合員 A 1 の労働条件等及び組合員 A 2 の解雇通告等に関する団体交渉申入れにいずれも応じなかつたこと、並びに A 1 を解雇したこと、会社が、組合員 A 2 の解雇通告等に関する団体交渉申入れに対し、日程変更を求めたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件 **（中央医院/中央医院等事件（1・2号）） [№.6]**

④ Y 1 会社が、派遣社員である組合員 A 1 及び A 2 の解雇問題に係る団体交渉を拒否するとともに、派遣社員であり期間従業員として就労していた時期もあった組合員 A 3 に係る団体交渉に誠実に応じなかつたこと、Y 1 会社グループ傘下会社である Y 2 会社が、期間従業員である組合員 A 4 及び A 5 の雇止めに係る団体交渉に誠実に対応しなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件 **（日産自動車・日産車体事件（2号）） [№.10]**

⑤ 法人が、平成 28 年 4 月 1 日以降、派遣社員として従事していた組合員 A らを雇用し

なかつたこと、組合が法人に申し入れた団体交渉における法人の対応、が不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（情報通信研究機構事件（1・2号）） [No.15]

⑥ 日本郵便及び新大阪郵便局が、組合員A 1 の雇止めに関する団体交渉において誠実に対応せず、協議中に同人に雇止め予告通知を行ったこと、組合員A 2 の異動問題について団体交渉で協議中に同人に直接働きかけたこと、ストライキを行った組合員A 1 及びA 3 に対し、遅刻届及び始末書の提出を求めたこと、組合員A 1 に対し懲戒処分を行い、その後雇止めをしたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（日本郵便/日本郵便新大阪郵便局事件（1・2・3号）） [No.17]

⑦ 会社が、パート従業員である組合員A 外組合員 7 名に対し、時間外労働及び公休出勤を命じなかつたこと、組合員A に対し、週 2 日間・月 8 日間休日とする勤務を認めなかつたこと、これらの問題を含む団体交渉の申入れに応じなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（トライメディカルサービス事件（1・2号）） [No.24]

⑧ 組合員らは、定年退職後、1 年間の有期雇用契約で再雇用されていた。会社が、組合員ら 12 名に対し、未払賃金請求訴訟の提起を理由に組合との労働者供給契約に基づく定年後の雇用契約を締結しなかつたこと、賃金規則改定に関して、組合に対し多数組合と異なる取扱いをしたこと、賃金規則改定や未払賃金に関する団体交渉に誠実に応じなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（国際自動車（k m国際労組）事件（1・2・3号）） [No.27]

⑨ 農協が、①農協のヘルパーステーションにサービス提供責任者として勤務していた組合員A 1 に対し、雇止めを行つたこと、②組合による団体交渉申入れに応じなかつたこと、③農協の地域生活部長B が、組合員A 2 及びA 3 に対し、組合から脱退してほしい旨の発言をしたこと、が不当労働行為であるとして救済申立てのあった事件（北九州農業協同組合事件（1・2・3号）） [No.29]

⑩ 法人が、非常勤講師である組合員らの授業数を減少し又は割り当てなかつたこと、組合員のビラ配布に際し組合差別的発言をしたこと、団体交渉において就業規則等の開示要求に応じなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（文際学園事件（1・2・3号）） [No.36]

⑪ 会社が、葬儀場で短時間勤務に従事していた組合員を解雇したこと、組合からの団体交渉での合意事項に係る会社代表者名での確認書締結要求に応じなかつたこと、組合による団体交渉申入れに応じなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（日本セレモニー事件（1・2・3号）） [No.38]

⑫ 会社と期間 1 年の雇用契約を締結し、外国語指導助手として働いていた組合員A の

解雇及び未払賃金の支払いを議題とする組合からの団体交渉申入れに対し、会社が、会社が提案する団体交渉開催場所以外の場所での団体交渉に応じなかつたことが不当労働行為であるとして救済申立てのあった事件（ハートコーポレイション事件（2号））  
[No.48]

⑬ 会社が、正社員のタクシー乗務員として勤務し、定年退職後、嘱託再雇用した組合の執行委員長Aを雇止めしたこと、夏季一時金、当該雇止め等を議題とする組合の各団体交渉申入れに応じなかつたことが不当労働行為であるとして救済申立てがあつた事件（太宰府タクシー事件（1・2・3号）） [No.49]

⑭ 会社が、組合員に対し、①再雇用時の雇用契約に当たり、グロッサリー部門の一部を担当業務とし、基本給を17万2500円、1日の就業時間を7時間30分、職務手当を不支給としたこと、②時間外勤務を禁止する指示を行つたこと、③平成28年夏期賞与について、他の再雇用された社員よりも低い金額を支給したことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあつた事件（サンプラザ事件（1・3号）） [No.50]

⑮ 本件施設において介護職として従事し執行委員長である組合員Aに対し、法人が、法人施設入所者を転倒させたことを理由として懲戒処分をしたこと、労働契約更新に当たり、賃金を引き下げたこと、人事考課における低評価を理由に賞与を支給しなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあつた事件（（福）祐愛会宮古の里事件（1・3号）） [No.55]

⑯ 組合が、団体交渉において、交渉事項である「再雇用契約または継続雇用によらない定年後の雇用形態について、その採用の条件及び労働条件の説明」について、回答を拒否したことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあつた事件（全日本海員組合事件（2号）） [No.57]

⑰ 期間雇用社員である組合員Aが、大阪府内への転居に伴い勤務していた郵便局に退職を申し入れ、新居から通勤可能な複数の郵便局の求人に応募したところ、大阪心斎橋郵便局において採用通知後に取消しとなつたことを含め、全ての郵便局においてAを採用しなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあつた事件（日本郵便事件（1・3号）） [No.58]

⑱ 組合員が、以前の派遣先である会社でパワーハラスメントを受けたとして、これに係る会社の対応等について、組合が団体交渉を申し入れたところ、会社が応じなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事件（ＳＣＳＫサービスウェア事件（2号）） [No.59]

⑲ 組合員の雇用継続等を求めた団体交渉申入れに対し、府教委が、協定書の締結を拒否するなど不誠実な対応を行つたことが不当労働行為であるとして、救済申立てのあつ

## た事件（大阪府事件（2・3号）） [No.64]

- ⑩ 会社らが、スキル評価により時給制契約社員の賃金を決定していること、期間雇用社員の無期転換制度を導入しようとしたこと等が不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（日本郵便/日本郵政事件（3号）） [No.65]
- ⑪ 組合員を雇用するY1会社が、組合の承諾を得ることなく団体交渉の様子を録音したこと及び団体交渉に形式的には応じるもの具体的な解決案を提示しなかったこと、派遣先であるY2会社及び、同会社が請負契約を締結するY3会社が、組合の申し入れた団体交渉に使用者性がないことを理由に応じなかつたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（ほうび等（その2）事件（2・3号）） [No.67]
- ⑫ 市の消費生活相談員（委嘱期間1年の嘱託員）が加入した組合は、市に対し、組合掲示板設置、組合事務所貸与、内線電話の設置・利用、郵便物取次ぎ、就業時間内の短時間組合用務の黙認などの便宜供与一式を行うよう要求したが、組合員が1名であることなどを理由として、市が、これを拒否したことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（東大和市事件（3号）） [No.70]
- ⑬ Y1会社が、団体交渉の議題が訴訟係属中又は捜査中であるとして、団体交渉を拒否したこと、執行委員長に対し、診断書の不提出や無断欠勤を理由に懲戒解雇したこと、Y2会社が、組合には同社の従業員が存在しないとして団体交渉を拒否したこと、Y3会社が、組合員Aを定年退職後に嘱託雇用契約による継続雇用しなかつたこと等が不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（第一交通産業等事件（1・2・3号）） [No.72]

### □ 再審査関係

平成30年中に命令・決定書が交付された事件15件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件は4件であった。

- ①・② 法人が、法人の運営する専門学校で非常勤講師をしていた組合員Aを雇止めにしたこと、組合らが専門学校の正門前で行ったビラ配りの際、職員が組合員と歩行者との間に立ちふさがるとともに、ビラを受け取らないよう呼びかけたり、受け取ったビラを回収する等したことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件（文際学園事件（1・3号））[第2節2 No. 3]
- ③ 会社が、期間雇用社員Aが組合員であることの確認ができないとの理由により、団体交渉において、同人の解職に係る議題に回答しなかつたこと、別組合には組合事務所を貸与しているにもかかわらず、組合に対し組合事務所を貸与しなかつたことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件（日本郵便輸送事件（2・3号））[No. 11]

- ④ 法人が、有期契約労働者となった組合の執行委員長かつ法人唯一の組合員であるAに対し、減給の懲戒処分をしたこと及び賞与を支給しなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（祐愛会（その2）事件（1・3号））〔No.12〕

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件）

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
平成26年	28	6
平成27年	41	7
平成28年	40	10
平成29年	32	4
平成30年	15	4

(注) 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表（<https://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>）の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に関する事件を抽出したもの（高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く）。